

平成27年 1月 8日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所の近況について

敦賀発電所の近況については以下のとおりです。

1. 運転状況について

1号機 沸騰水型 (35万7千kW)	第33回定期検査中 平成23年1月26日～未定*
2号機 加圧水型 (116万kW)	第18回定期検査中 平成23年8月29日～未定*

() 内は定格電気出力

* : 福島第一原子力発電所事故に対する安全対策の実施状況や新規制基準の対応状況を踏まえ、地元のご理解を得ながら計画します。

2. 敦賀発電所敷地内破碎帯の追加調査状況について

平成26年12月10日、敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合のピア・レビュー会合が開催されました。当社が視聴した限りでは、ピア・レビューの専門家の方々から、評価書案の立論や結論について疑問視する、あるいは否定する意見や、有識者の間で見解が大きく異なる論点、科学的な判断に重要な事実関係が記載されていないという意見、さらには評価書案の根拠について通常の科学的、技術的判断からは逸脱しているのではないかという意見など、評価書案の根幹に係わる数多くのコメントが出されました。

それにも拘わらず、ピア・レビュー会合は、評価書案を再評価する目的ではないということで再三に亘り議論が遮られていきましたが、これでは、第三者による事実と証拠に基づいた科学的、技術的な検証が十分になされたとは到底言えない状況であったと考えております。

当社としては、ピア・レビューの専門家の方々から出された数多くのコメントを十分に勘案して、評価書案を見直して頂くよう強く求めたいと考えております。

また、10日に出されました論点については、具体的な根拠と科学的データ等に基づき、明確な形で事実関係を整理し、早急に原子力規制委員会に提出したいと考えております。

(平成26年12月10日プレス発表済)

第1回追加調査評価会合以降の状況については、別紙を参照下さい。

3. 故障等の状況について

(1) 法律に基づく報告事象

なし

(2) 安全協定に基づく異常時報告事象

① 敦賀発電所 2号機 洗たく廃液モニタタンクの漏れ跡について

平成26年12月1日、A洗たく廃液モニタタンクの外観点検を実施していたところ、底部の外表面1箇所（溶接部）に漏れ跡、床面に滴下跡を確認しました。このため、Bタンクについても外表面の状況を確認した結果、底部の4箇所と胴部1箇所（いずれも溶接部）に漏れ跡を確認しました。

両タンクの外表面の漏れ跡及びAタンク下部床面の滴下跡は、いずれも乾いた状態であり、これらの放射能を測定した結果、いずれも検出限界未満でした。

この事象による周辺環境への放射能の影響はありません。

今後、漏れ跡が生じた原因などについて、詳細な調査を行う予定です。

（添付－1 参照）

（平成26年12月5日 プレス発表済）

(3) 保全品質情報等

① 敦賀発電所 1号機 サイトバンカ床ドレンサンプポンプ出口配管からの漏えいについて

平成26年9月17日、サイトバンカ建屋（管理区域）に設置されたサイトバンカ床ドレンサンプポンプを起動したところ、ポンプ出口配管より僅かに水が漏えいしていることを確認しました。

このため、当該ポンプを直ちに停止し、当該配管内の残水については、養生を行い回収しました。

漏えい個所の調査（目視）を行ったところ、出口配管の下部に貫通孔（約7mm×約7mm）を確認しました。

なお、配管から漏えいした水は、放射能測定の結果、検出限界値未満でした。

また、本事象による周辺環境への放射能の影響はありません。

（平成26年10月3日 プレス発表済）

当該配管の外観観察や断面観察の結果、貫通孔を含む配管底部にさびの堆積が認められ、貫通孔の周りがくぼみ状に減肉していたことから、当該配管は腐食によって貫通したと推定しました。

この原因は、当該部は配管の口径が大きくなる部分でありポンプ停止中に水溜りができ、炭素鋼を腐食させる環境が形成され、さらにポンプの運転頻度が少ないため、長時間にわたりこの環境が継続したためと推定しました。

対策として、当該配管は新しい配管に取り替えました。今後、配管の口径を大きくする位置を水平部から垂直部に変更し、当該配管に水が残らない構造とします。（添付－2 参照）

（平成26年11月4日 プレス発表済）

② 敦賀発電所 1号機 高電導度ドレン系配管からの漏えいについて

平成26年9月22日、廃棄物処理建屋地下1階（管理区域）の床面に水溜り（約90cc）があること、床面から高さ約5mにある高電導度ドレン系配管より水が滴下していることを確認しました。

このため、当該配管内の水抜きを行い、滴下は停止しました。

当該配管の調査（目視）を行ったところ、溶接部に漏えいの跡があることを確認しました。

また、当該配管の他の溶接部についても調査を行っており、同様な漏えい跡を確認しました。

なお、配管から漏えいした水は、放射能測定の結果、現出限界値未満でした。

また、本事象による周辺環境への放射能の影響はありません。

（平成26年10月3日 プレス発表済）

当該配管の他の溶接部について調査を行った結果、当初漏えいが確認された溶接部を含めて36箇所の溶接部に漏えいの跡を確認しました。

漏えいの跡が確認された溶接部については、補修材による応急補修を行うとともに、その他の123箇所の溶接部についても補修材を用いた予防措置を行い、水圧試験にて漏えいがないことを確認しました。

引き続き、原因調査を行い、配管の取り替えを含め必要な対策を講じてまいります。（添付－3参照）

（平成26年11月4日 プレス発表済）

4. 敦賀発電所3, 4号機 準備工事について

（1）建設準備工事

現在、背後斜面の緑化管理等の建設予定地の維持管理を継続して行っています。

（2）仮設工事関係

現在、コンクリートプラントの維持管理等を継続して行っています。

以 上

敦賀発電所敷地内破碎帯の追加調査状況について (第1回追加調査評価会合以降)

当社は、平成24年5月14日の「地震・津波に関する意見聴取会」において説明した敦賀発電所敷地内の破碎帯の追加調査計画に基づき、既往露頭の観察・分析及びトレーニング・大深度調査坑の位置特定のためのボーリング調査及びトレーニング(D-1破碎帯)や大深度調査坑(D-5、D-6破碎帯)の掘削等を実施しています。なお、調査状況については、当社ホームページにおいて定期的に公表しています。

平成26年 4月14日：敦賀発電所敷地内破碎帯調査に関する有識者会合 第1回追加調査評価会合（以下、「評価会合」という。）開催。

当社からは、「本日の会合は、1月に実施された現地調査を踏まえた有識者からの見解の説明が中心で、当社は本日その場で初めてお伺いしたものであることから、本件の論点との関係の整理、確認に止め、詳細な解説を取りまとめ、提出したいと考えており、今後の科学的、技術的な議論に真摯に会社を挙げて全力で対応していきたい」等のコメントを発表した。

平成26年 6月16日：平成26年4月14日に開催された「敦賀発電所敷地内破碎帯調査に関する有識者会合 第1回追加調査評価会合（以下、「評価会合」という。）」における有識者のコメントに対する回答を取りまとめ、原子力規制庁に提出した。当社としては、今回取りまとめた回答資料によって、すべての指摘事項について、観察事実とデータに基づき、反証、反論することが可能であると考えており、今後とも当社の見解の妥当性を強く主張していく。

平成26年 6月21日：第2回評価会合開催。

当社からは、「本会合では、議事運営上の問題もあり、十分にご説明できなかった点や、議論が尽くされなかった点も多く、当社としては、次回以降、さらに議論を継続すべきであると考えている。議事運営に関しては、特に、冒頭、当社から依頼した専門家の方々の議論への参加を拒まれたことは、誠に遺憾であると考えている。原子力規制委員会には、次回以降、公正な議事運営により、当社及び幅広い分野の専門家も交えて議論を十分に行い、具体的な根拠を示した上で、科学的、技術的に納得できる結論を出して頂くよう、強く要請したい。」とのコメントを発表した。

平成26年 6月21日：第2回評価会合において、当社が6月20日に提出した最新データを含む資料が正式資料として取り扱われなかつた件等について、原子力規制庁より言及があつたが、本件に関する事実関係を以下のとおり発表した。

1. 本件の会合において、原子力規制庁の原子力規制部長から「前回の会合で（中略）、今回の会合で使う資料については、事前に有識者の先生方によく検討して頂くために、1週間前にお届けしたいと、そのように手配頂きたいと、こういうお話をさせて頂いたと思います」との発言がありました。4月14日の追加調査評価会合において、「1週間前」との指示はありません。
2. 指摘された資料については、原子力規制庁との面談等を踏まえ準備してきたものです。6月16日に事前提出した資料は「案でも良い」との原子力規制庁の指示に基づき提出していたものであり、資料表紙にも「本資料は6月16日時点の資料であり、一部変更する場合もあり得る」と記載しています。原子力規制庁からは最終版資料については、前日である20日17時までに提出することでご了解を得ていました。
3. 説明者として専門家の方々に同席頂くことについては、原子力規制庁の定例ブリーフィング（平成26年3月28日）において。「事業者の方が専門家を連れてきていただくのも従来からあるもので（中略）引き続きそのやり方をとっていただきたい」と発言されており、当社として何ら問題ないと考えています。

平成26年 6月24日：第2回評価会合の議事運営について、規制権限の行使の一環として行われる審議として問題があると考えており、原子力規制委員会に対して、速やかに、評価会合における審議の継続及び議事運営の改善を図り、具体的な証拠データに基づいた科学的、技術的な議論を行っていただくよう要請書を提出した。

平成26年 6月25日：第2回評価会合での原子力規制庁原子力規制部長のいくつかの発言は、事実に著しく反するものであり、当社の名誉及び信頼を損ない、当社の事業運営に重大な影響を及ぼすものであると考えている。

このため当社は、原子力規制委員会に、発言の具体的根拠を明確にし、文書にて一週間以内に回答していただきたいとする公開質問状を提出した。

平成26年 7月 3日：平成26年6月25日及び7月2日の原子力規制委員会の定例会見において、評価会合への専門家の出席に関し、田中委員長から「原電側の席に座ってやっていただければいい」、「電中研の方が原電サイドに座って発言されていたので、そういう立場でやればいい」との発言についての事実関係を、以下のとおり発表した。

1. 当社が専門家に評価会合への出席を求めていたのは、まさに、田中委員長がおっしゃられた形での出席であり、当社の調査結果について、第3者的立場からレビューをして頂き、見解を明らかにして頂いた専門家として出席しようとしていたものである。
2. しかしながら、評価会合においては、それを拒否されたものであり、当日の原子力規制庁側の対応は、当社として理解できない。
3. 当社から原子力規制庁に対し、田中委員長がおっしゃられたような、評価会合を評価するための専門家としての出席を求めたことは一度もない。

平成26年 7月23日：第2回評価会合の審議内容及び議論の状況について整理し、原子力規制委員会に対して、以下の要請をした。

1. 次回の評価会合においては、議論が十分に尽くされていない重要な論点や技術的な決着ができていない論点などについて、最新のデータに基づき、論点ごとに十分な議論をさせて頂くこと。
2. 先の会合で指摘のあった、D-1トレーンチ北西方面の地層の変形に係る評価データについては、前回会合以降さらに拡充し、「K断層が将来活動する可能性のある断層等」ではないことを改めて確認したので、これについてもご議論いただくこと。
3. 先の会合で嶋崎委員長代理から「そこがキーポイントではないと思っている」や「その議論よりも重要な議論があると考えている」という旨の発言がありました。予め有識者間でどのような議論がなされた上で、どのような根拠に基づき、どの論点が重要であると結論付けられたのかについても、明らかにされること。

平成26年 7月23日：原子力規制委員会がホームページで公開した平成26年6月16日の当社と原子力規制庁との面談記録は、重要な点において事実と異なるなど問題があることから、原子力規制委員会に対し、当該面談記録の事実関係について、早急に調査を行い、その結果を回答して頂くようお願いした。

平成26年 8月11日：8月9日発売の「文芸春秋2014年9月特別号」における「田中俊一原子力規制委員会委員長 原発再稼働への批判に徹底反論する」の記事にある原子力規制委員会田中委員長の発言について、当社関連の事実関係を発表した。

1. 「だから私は『判断基準の理由を求められたら、いくらでも説明しますよ』といっています。」について
●当社は、一昨年12月以来、敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合に関し、有識者会合及び原子力規制委員会の審議及び評価書に記載された事柄の判断理由等について再三に亘り公開質問状等により、説明・回答を求めてきましたが、一度も回答をいただいたことはありません。回答をしない理由として、「議論の過程も含めて、資料も含めて全部公開している」旨の発言がなされていますが、評価会合及び規制委員会の審議及び評価書でそれらの判断理由等が説明されていないために当社は質問をし、説明の回答を求めたものであり、上記の発言については、当社として納得できるものではありません。
2. 「事業者が連れてくる人を全部参加させなきゃいけないとすると、審査がどうあるべきか、という問題にも繋がります。」について
●当社は、本年6月21日の追加調査評価会合において2人の地質関係の専門家の出席を求めました。その経緯の詳細は既に当社から公表していますが、現実には上記発言にある理由とは全く異なる理由で出席が拒否されています。また、当日の会合での参加者は、これまでの当社及び他社の評価会合と比べて人数も同様のものであり、この指摘は全く理解できません。
さらに田中委員長自身、記者会見では「原電側の方に座ってやっていただければいい」旨述べておられ、この趣旨とも大きく食い違っています。したがって、当社としては、6月21日の会合での2人の専門家の出席を拒否されたことについてはいまだに承服できません。また、当社からはその理由について原子力規制委員会及び規制庁に対し回答を求めていますが、本日に至るまで何ら回答はありません。

平成26年 8月21日：平成26年8月8日に開催された敦賀市原子力懇談会、及び11日に開催された敦賀市議員説明会において、原子力規制庁地域原子力規制総括調整官が敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の審議状況について説明された。

その説明の内、平成26年6月21日の有識者会合での当社の説明資料と専門家の出席に関する説明に事実誤認があると考えており、原子力規制庁地域原子力規制総括調整官に対し、改めて事実関係について確認のうえ、早急に回答して頂くよう申し入れを行った。

1. 第2回会合での当社説明資料と専門家の出席に係る取り扱いに関する説明
2. 当社が第2回会合に専門家の出席を求めた理由に関する説明

平成26年 8月22日：原子力規制庁が敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の第3回及び第4回追加調査評価会合の予定を発表したことを受け、「有識者会合におかれては、これまで当社が提出したデータ等を十分に精査した上で、真に科学的、技術的な観点から議論を整理して頂きたいと考えている。なお、第4回以降の会合には、当社も参加させて頂き、論点毎に科学的、技術的な議論が尽くせるよう、重ねてお願ひをしているところである。」との当社コメントを発表した。

平成26年 8月27日：第3回評価会合開催。

「当社としては、これまでの調査結果等に基づき、今回議論された論点については、いずれも科学的、技術的に十分に説明、反証できると考えており、次回以降の会合で、当社の考え方についてご説明し、議論を尽くさせて頂きたいと考えています。」との当社コメントを発表した。

平成26年 9月 4日：第4回評価会合開催。

当社は会合状況についてお知らせするとともに、以下の当社コメントを発表した。

【当社コメント】

本日の会合では、当社は、有識者会合から示された諸論点について、十分な科学的データと証拠により反論、反証することができる説明資料を提出いたしました。当社としては、その資料に基づき説明を行おうとしましたが、それに対して、本日唐突に6月16日以降のデータを含めずに議論を行うという、議事進行がなされました。最新のデータ等をあえて考慮しないで審議することは科学的議論として適切ではないと考えます、しかも、事前の事務局との打ち合わせにおいては、6月16日以降のデータを入れて説明しても良いとの了解を頂き、最新データ等を盛り込んだものであり、理解に苦しむものであります。

また、本日の議論においては、有識者側から出された当社の見解に対する指摘や、有識者から示された見解について、科学的根拠や具体的理由等が示されておりませんでした。議事進行上の問題から議論が中断されたものもありました。

当社としては、このような状況では、次回の評価会合で「評価書案」が議論されるのは尚早と考えております。

従いまして、次回以降の会合において、本日の会合で議論がかみ合わなかった点や、ご理解いただくことができなかつた点などについて最新のデータ等を含め、十分に説明させて頂き、議論を尽くさせていただきたいと考えております。

平成26年 9月 5日：平成26年9月4日に開催された第4回評価会合での当社説明資料の扱いについては、8月29日に原子力規制庁と事前打ち合わせを行った際に、6月16日作成の資料以降のデータ等を入れた資料で説明して良いとのご了解を頂いていることを、事実関係として、当社が作成した打ち合わせメモにてお知らせした。

平成26年 9月 9日：平成26年9月4日に開催された第4回評価会合において、事前の事務局の了解に反し、突然、当社が6月16日までに提出した資料のみで議論を行い、それ以降のデータ等は考慮しないとの議事進行が行われた。

これを受け、当社は、原子力規制庁に対して、評価会合をやり直し、最新のデータ等も含めて十分な科学的議論を行っていただくよう、文書で申し入れを行った。

平成26年 9月24日：原子力規制委員会の定例会見において、当社敦賀発電所の敷地内破碎帯の調査に関する記者からの質問に対し、更田委員長代理から「事業者の方の対応も大きく進捗に係ってくると思います。ある結論が出ようとすると、また追加の結果ということになって、またそこで取りまとめになろうとすると、追加の調査結果ということになる。ずっと続く形になる訳ですけれども・・・」との発言についての事実関係を、当社コメントとして発表した。

【当社コメント】

当社は昨年7月に当初の予定どおり原子力規制委員会に「敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する報告書」を提出しました。当社は本報告書により、当該破碎帯が活断層ではないことを科学的に十分証明できていると確信しております。

その後、本年1月の現地調査や4月以降の追加調査評価会合において、有識者から様々な疑問や質問等が出て、その回答を求められたことから、補完的な分析等を行うなど、データ等をさらに拡充して、随時提示してきたものであり、評価、判断する上で極めて重要なものであると考えております。今後の審議に当たって、最新のデータ等も含めて十分な科学的議論を行っていただきたいと考えております。

平成26年 9月25日：9月24日の原子力規制委員会の更田委員長代理の発言に係る当社コメントに関し、事実関係をさらに詳しく説明する資料を作成し、当社ホームページに掲載。

追加調査評価会合への当社提出資料は、本年1月の現地調査以降有識者の方々から出された様々な疑問や質問等の求めに応じて作成した回答資料で、原子力規制庁のご了解の下に提出したものであり、当社から調査報告を五月雨式に提出したというものではない。

平成26年11月14日：当社は、12月13日、原子力規制庁と面談し、敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する追加調査評価会合の今後の進め方について申し入れを行った。

当社としては、次回以降の会合において、調査を実際にを行い、データ等を提供している当社自身が審議に参加し、有識者の指摘に対する回答や最新のデータ等をもとに、相互に具体的な理由と根拠を示しながら十分に議論を行うことが、科学的判断を行う上で不可欠であると考えている。

また、面談においては、前回までの評価会合においてデータ等の確認や検証が十分でない点や事実認識に誤りがある等の問題点など議論が十分なされていないことから、評価書案の取りまとめは時期尚早である旨を指摘した。

なお、当社は9月4日の前回会合までに提示した回答及びデータ等により、敷地内破碎帯が「将来活動する可能性のある断層等」ではないことは科学的に十分に立証されていると確信している。

原子力規制委員会に対しては、稚拙に走ることなく、次回以降の会合での審議に、調査を実施した当社も参加させ、調査データや観測事実などの具体的根拠に基づいた科学的議論を尽くさせて頂くよう、強くお願いしたいと考えている。

平成26年11月19日：第5回評価会合開催。

当社は会合状況を踏まえ、以下の当社コメントを発表した。

【当社コメント】

本日の会合において、敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する評価書案が出され、有識者のみによる議論が行われました。当社は評価書案を本日初めて拝見し、また有識者による審議の模様も視聴させて頂きましたが、当社がこれまで再三に亘り申し入れてきた事柄についてはほとんど考慮されていませんでした。

具体的には、本日の評価書案及び審議経過を見る限り、原子力規制委員会の規制基準等に照らし、活断層の判断に直接係わる①地層の堆積年代、②K断層の活動性、③K断層の連続性の評価について、可能性や推論等が示されているのみで、当社のデータ等に基づく評価を覆すに足る、具体的根拠や裏付けとなるデータ等は示されておりません。また、評価書案や審議において指摘された事項については、当社としては、いずれもデータ等により十分に反論、反証できるものと考えております。（詳細は後日公表させて頂きます。）これでは、規制基準等に則った科学的判断とは到底言えないと考えます。

そもそも前回9月4日の会合においても、当社が提出した有識者の指摘に対する回答資料や最新データ等も採用されずに不十分な議論しか行われないままに、さらにその後の申し入れにより、当社から問題点等を具体的に指摘していたにもかかわらず、本日の有識者のみでの会合が行われたことについては、全く理解しかねるところあります。

当社としては、本件はこれまで繰り返し申し上げてきたとおり、必要な議論の機会を与えて頂くよう、機会ある毎にお願いしてきましたが、本日に至るもそれが実現されていないことは、事業者として公正な扱いを受けているとは到底言えないと考えています。

このため、当社としては引き続き、原子力規制委員会に対して、適正手続に則り、評価会合において当社に十分な議論の機会を与えて頂き、科学的な根拠とデータ等に基づき改めて評価書案についての議論を行うよう強く求めていきたいと考えています。

平成26年11月21日：11月19日に開催された第5回追加調査評価会合における評価書案及び議論について、技術的観点から問題点を整理しお知らせした。

特に、評価書案には、活断層判断の評価に当たって極めて重要な観察事実やデータ等について記載がなされていない点が多くみられたことは、公正、中立な科学的議論の観点から問題があると考えている。

当社としては、評価書案や審議において指摘された事項については、いずれもデータ等により十分反論、反証できるものと考えており、引き続き、原子力規制委員会に対して、評価会合において当社に十分な議論の機会を与えて頂き、科学的な根拠とデータ等に基づき改めて評価書案についての議論を行うよう強く求めていきたいと考えている。

平成26年12月 5日：当社は、原子力規制委員会に対し、11月19日に開催された第5回評価会合を踏まえた申し入れを行った。

また、原子力規制庁からは、ピア・レビュー会合を12月10日に行うとの通告を受けた。（当社は出席を求められなかった）

これに対し、当社からは、このピア・レビュー会合において、これまで提示してきた資料の説明や議論の機会を与えて頂くよう、お願いした。

当社としては、未だ十分な議論が尽くされていない今の段階で、評価書案を取りまとめ、ピア・レビューを実施することは余りにも稚拙であり、あえて急ぐ理由はないと考えている。

原子力規制委員会におかれては、規制権限の行使にふさわしい形で審議を執り行い、公正・中立に、そして、真に科学的、技術的な議論を尽くしたうえで判断して頂きたいと考えている。

【申し入れの概要】

第5回評価会合での審議過程や同会合で示された評価書案を見る限り、活断層の判断に直接係わる論点について、可能性や推論等が示されているのみで、具体的な根拠となるデータ等が示されておりません。さらに、評価書案には、活断層判断の評価に当たって極めて重要な観察データ等について記載されていない点が多く、公平、中立な科学的議論の観点から問題があると考えます。

従いまして、当社は、有識者会合において、十分な説明と議論の機会を与えて頂くとともに、科学的な根拠に基づき、改めて評価書案について議論を行うよう強く求めます。

平成26年12月 8日：11月19日の第5回追加調査評価会合において議論された評価書案の内容について、当社が詳細な分析を行った結果、評価書案に61箇所の問題点があったことを、当社ホームページにてお知らせした。

当社は12月10日に予定されているピア・レビュー会合に出席させていただけないが、原子力規制委員会および有識者におかれでは、評価書案の問題点を十分に評価、検証して頂いたうえで、規制権限の行使にふさわしい形で審議を執り行い、公正・中立に、そして、真に科学的、技術的な議論を尽くしたうえで判断して頂きたいと考えている。

平成26年12月 9日：原子力規制委員会に対し、11月19日に開催された第5回評価会合において議論された評価書案に関する申し入れを以下のとおり行った。

【申し入れの内容】

去る11月19日に開催された第5回評価会合では、有識者のみで評価書案の議論が行われましたが、評価書案及び審議過程を見る限り、活断層の判断に直接かかわる各論点について、可能性や推論等が示されているのみで、当社のデータ等に基づく「活断層ではない」とする評価を覆すに足る、具体的根拠や裏付けとなるデータ等は示されませんでした。

さらに、評価書案には、活断層判断の科学的な評価に当たって極めて重要となる観察事実やデータ等について、事実誤認や重要な観点の欠落、観察事実やデータに基づかない結論付け等の問題点が数多くみられました。

このため、当社としては、引き続き評価会合ならびにピア・レビュー会合において、当社に説明と議論の機会を与えていただくよう、強く要請しました。

また、評価書案における問題点について、61箇所の問題点を指摘した添付資料に基づき説明しました。併せて、当該資料を明日開催のピア・レビュー会合の机上にも配付いただくよう要請しました。

平成26年12月10日：敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合のピア・レビュー会合開催。ピア・レビュー会合を踏まえ、以下の当社コメントを発表した。

【当社コメント】

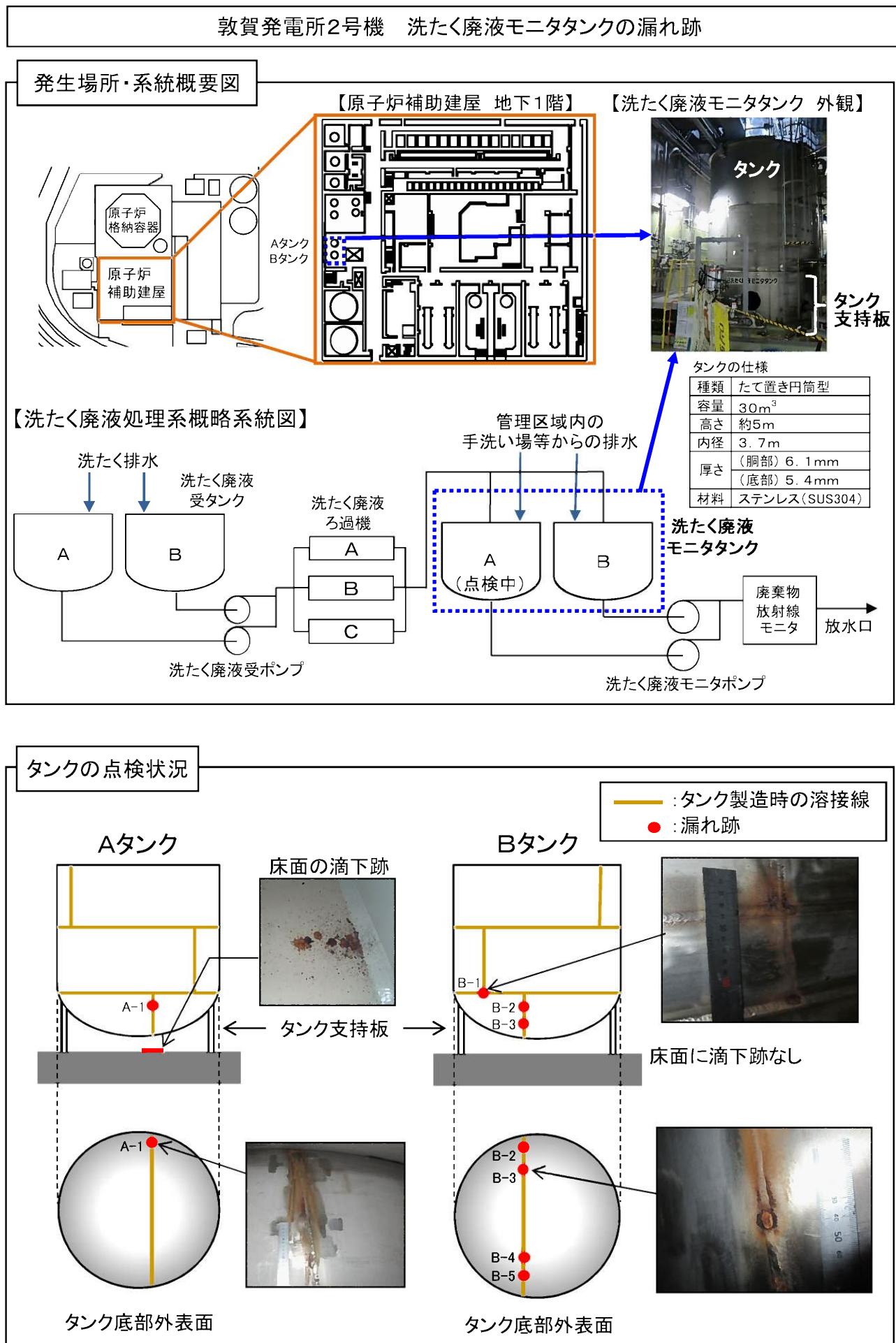
当社が視聴した限りでは、ピア・レビューの専門家の方々から、評価書案の立論や結論について疑問視する、あるいは否定する意見や、有識者の間で見解が大きく異なる論点、科学的な判断に重要な事実関係が記載されていないという意見、さらには評価書案の根拠について通常の科学的、技術的判断からは逸脱しているのではないかという意見など、評価書案の根幹にかかわる数多くのコメントが出されていました。

それにも拘わらず、ピア・レビュー会合は、評価書案を再評価する目的ではないということで再三に亘り議論が遮られていましたが、これでは、第三者による事実と証拠に基づいた科学的、技術的な検証が十分になされたとは到底言えない状況であったと考えています。

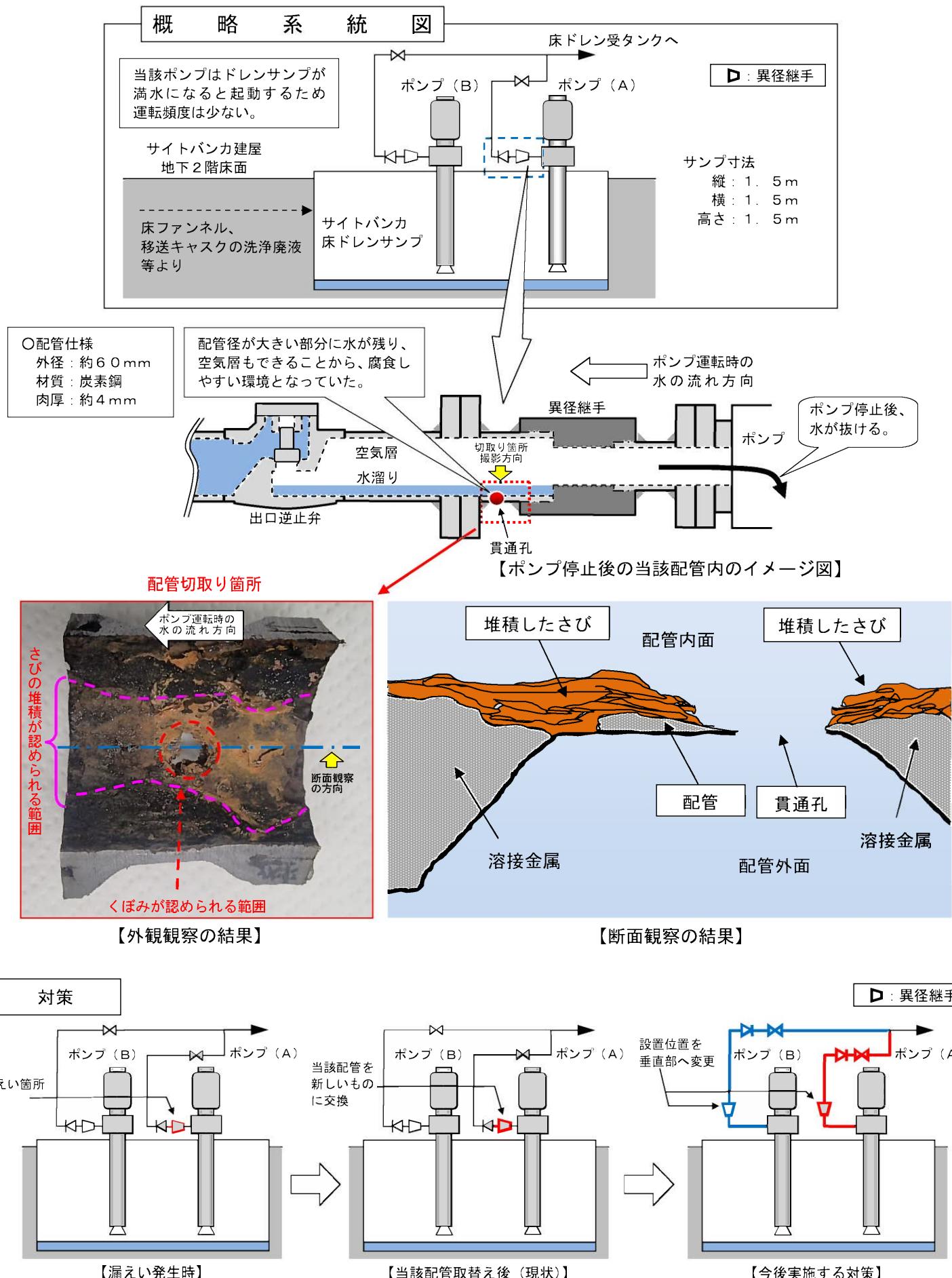
当社としては、本日ピア・レビュアーの専門家の方々から出された数多くのコメントを十分に勘案して、評価書案を見直して頂くよう強く求めたいと考えております。

また、本日出されました論点については、具体的な根拠と科学的データ等に基づき、明確な形で事実関係を整理し、早急に原子力規制委員会に提出したいと考えおります。

以上



サイトバンカ床ドレンサンプポンプ出口配管の状況図



敦賀発電所 1号機 高電導度ドレン系配管からの漏えいについて

敦賀発電所 1号機は、第33回定期検査中の平成26年9月22日、運転員の巡回点検において、廃棄物処理建屋地下1階（管理区域）の床面に水溜り（長さ：約150cm×幅：約6cm×深さ：約0.1cm：約90cc）があること、床面から高さ約5mにある高電導度ドレン系※配管より水が滴下していることを確認しました。

このため、当該配管内の水抜きを行い、滴下は停止しました。

その後、当該配管の調査（目視）を行ったところ、溶接部に漏えいの跡があることを確認しました。

なお、配管から漏えいした水は、放射能測定の結果、検出限界値未満でした。

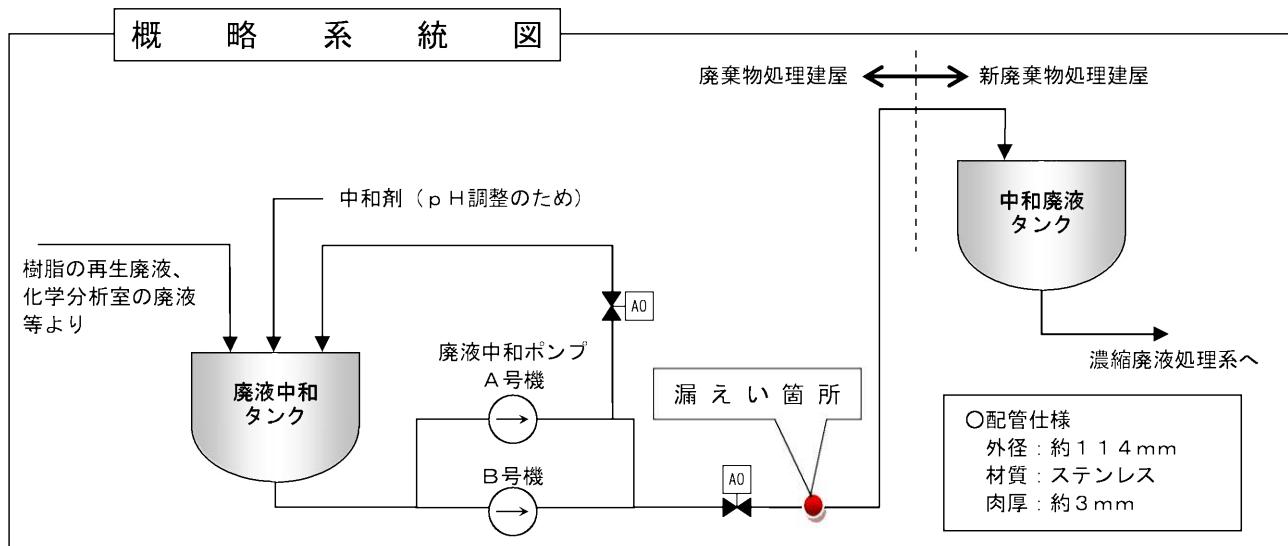
本事象による周辺環境への放射能の影響はありません。

当該配管の他の溶接部について調査を行った結果、当初漏えいが確認された溶接部を含めて36箇所の溶接部に漏えいの跡を確認しました。

漏えいの跡が確認された溶接部については、補修材による応急補修を行うとともに、その他の123箇所の溶接部についても補修材を用いた予防措置を行い、水圧試験にて漏えいがないことを確認しました。

引き続き、原因調査を行い、配管の取り替えを含め必要な対策を講じてまいります。

※ 主に廃液脱塩器の樹脂を再生処理した際の廃液、化学分析室からの廃液を処理する系統。



【高電導度ドレン系配管漏えい箇所】



【高電導度ドレン系配管拡大写真】

げんでんつるが

特別号
2014年12月
第35号

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所敷地内の破碎帯調査に関する 第5回追加調査評価会合の問題点について

平成26年11月19日、第5回追加調査評価会合が開催されました。会合は有識者のみで行われ、最新のデータに基づく十分な議論がなされないまま、従来と同じ「D-1破碎帯は将来活動する可能性のある断層等である」とする評価書案が取り纏められました。

1. 評価書案における問題点

◆公正、中立な科学的議論の観点から問題がある。

- 活断層判断の評価に当たって極めて重要な観察データ等について、評価書案に記載されていない点が多い。
- 可能性や推論等が示されているのみで、具体的な根拠となるデータ等が示されていない。

【当社の見解】

- 評価書案や審議において指摘された事項は、いずれもデータ等により十分に反論、反証できるものである。
- これまで提示してきたデータ等や資料で、「D-1破碎帯は将来活動する可能性のある断層等ではない」ことを、具体的に立証できている。

【問題点の概要は裏面を参照】

2. 評価会合における問題点

◆当社に議論の機会が与えられないのは、公正とは言えない。

- 当社はこれまで再三に亘り、議論の機会を与えて頂くようお願いしてきた。
- 前回の会合（9月4日）においても十分な議論が行われず、その後の申し入れにより、当社から問題点等を指摘していた。

【当社の見解】

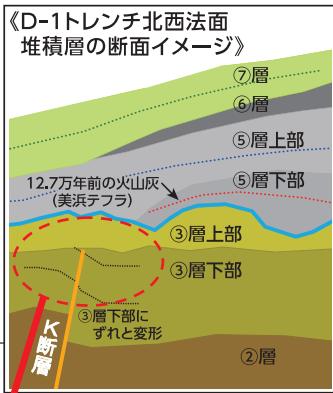
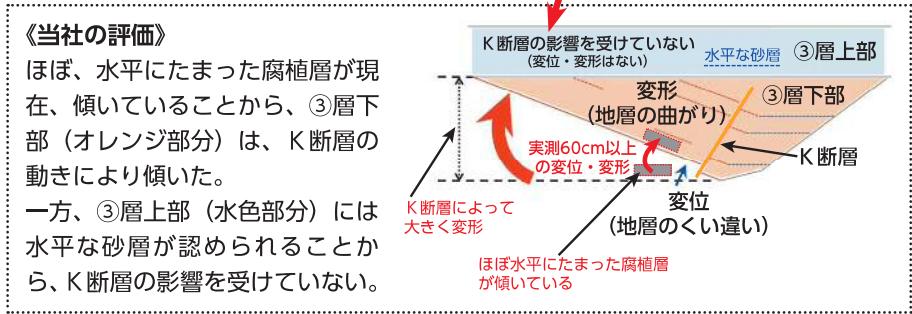
- 原子力規制委員会に対して、当社に十分な議論の機会を与えて頂き、科学的な根拠とデータ等に基づき改めて評価書案についての議論を行うよう強く求めていく。



日本原子力発電株式会社 敦賀地区本部 業務・立地部

お問い合わせ先 〒914-0051 福井県敦賀市本町2丁目9-16 TEL 0770-25-5713 (土日祝日を除く9時~17時)
当社ホームページに「D-1破碎帯は活断層でない」とする当社の調査結果を解説した動画を掲載しています。<http://www.japc.co.jp>

第5回追加調査評価会合における問題点の概要

	問題点の概要	当社の見解のポイント												
地層の堆積年代	<p>当社が示した「⑤層最下部には美浜テフラ（12.7万年前の火山灰）は検出されないこと」は、⑤層最下部が12.7万年前より古い地層であることを示していると説明したが、有識者は当社のデータを確認したにも拘らず、⑤層最下部が粗粒であるとし、⑤層の堆積年代を特定できないと誤った判断をした。</p>	<p>火山灰（テフラ）は地層の粗粒・細粒によらず検出されており、「⑤層の最下部には美浜テフラが検出されないこと」は、まさに、⑤層の最下部が美浜テフラ降灰時期（12.7万年前）よりも古いことの証左である。</p> 												
K断層の活動性	<p>有識者は、D-1トレンチ北西法面の③層は粒があらく不均質な堆積物のため、K断層の変形がどこまで及んでいるか分からることから、最新活動時期も不明としている。</p> <p>その一方で、当社が示したK断層の変形等に関するデータについては、全く言及されていない。</p>	<p>「K断層は、約13万年前よりも古い地層である③層上部に変位・変形を与えていないこと」が観察事実から明確であり、約13万年前以降活動していないことは明らかである。</p> <p>当社の評価</p> <p>ほぼ、水平にたまつた腐植層が現在、傾いていることから、③層下部（オレンジ部分）は、K断層の動きにより傾いた。</p> <p>一方、③層上部（水色部分）には水平な砂層が認められることから、K断層の影響を受けっていない。</p> 												
	D-1トレンチ北西法面におけるK断層の影響範囲について、評価書案では「原電の評価が唯一の解釈ではなく、他の解釈も成り立つ」と記載があり、議論がなされたが、 有識者からは当社以外の解釈は示されなかった。	有識者は、何ら具体的な反証を示すことができないままに、抽象的な可能性のみを指摘している。したがって、K断層は③層上部をずらしていないとする当社の見解を否定する根拠とはならない。												
K断層の連続性	<p>有識者は、K断層の連続性に関して、D-1トレンチから2号機原子炉建屋の間の調査データが存在していることすら認識しないまま、「昨年5月以降、特にデータが拡充されていない」との誤った発言があった。</p>	<p>当社は、評価書（平成25年5月22日）以降、連続性の評価に関する膨大な量の調査データを取得している（下表参照）。また、有識者は、平成26年1月の現地調査時に、これらのデータを確認している。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>評価書が取り纏められた時点 (平成25年5月22日)</th> <th>第4回追加調査評価会合時点 (平成26年9月4日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピット調査</td> <td>5箇所</td> <td>12箇所</td> </tr> <tr> <td>ボーリング調査</td> <td>14孔</td> <td>73孔</td> </tr> <tr> <td>断层面の観察</td> <td>3データ</td> <td>109データ</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	評価書が取り纏められた時点 (平成25年5月22日)	第4回追加調査評価会合時点 (平成26年9月4日)	ピット調査	5箇所	12箇所	ボーリング調査	14孔	73孔	断层面の観察	3データ	109データ
調査項目	評価書が取り纏められた時点 (平成25年5月22日)	第4回追加調査評価会合時点 (平成26年9月4日)												
ピット調査	5箇所	12箇所												
ボーリング調査	14孔	73孔												
断层面の観察	3データ	109データ												
	<p>有識者は、D-1破碎帯を「正断層」と明言したにも拘らず、「逆断層」であるK断層と一連の構造である可能性が否定できないと結論付けたことは、明らかに論理の矛盾を来している。</p> <p>しかも評価書案では、「D-1破碎帯が正断層」であるという事実については、全く触れていない。</p>	<p>当社は、有識者が提示した観察方法により調査した結果、「G断層とD-1破碎帯は正断層」、「K断層は逆断層」であることが明らかとなっており、「D-1破碎帯とK断層は一連の構造ではない」ことを立証している。</p> 